（本號十頁）　（郵便報知新聞第一種郵便物認可）　明治二十七年十一月廿日　第四千百三十二號　（定價金貳錢五厘）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

明治廿七年十一月廿一日水曜日　太陽暦甲午十月廿四日（丁卯）

日出午前六時二十四分　日入午後六時三十分　月出午後一時一分　月入午前十一時十九分　潮汐午前八時五十六分　午後十一時五十六分

（西暦一千八百九十四年）　自始年より　至年末まで　三百二十五日　四十日

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す）

一號　貳錢五厘○一箇月　前金五拾錢○三箇月　前金壹圓四拾五錢○六箇月　前金貳圓八拾五錢○一箇年　前金五圓六拾錢○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

前金　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢

五　露領浦鹽斯德、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行　二　付	十三錢	十一錢	十錢五厘

廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の內には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絕する事もあるべき筈に付兼ねて廣告依頼者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是迄より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を充塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと雷から少獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て所類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信員にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も亦かならずしも本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんみとを願ふ時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

黃海戰評

左の黃海戰評は近着の英國兵事新聞に掲げたるものなり同人事實を誤るの點なきに非ざれども大體に於ては頗る肯綮に中れるものあるを見る可し殊に彼我の戰術戰略を遠慮なく評下したる一事は自から他山の石として參考に供す可きもの少なからざると以て在に譯載するものなり

黃海戰評

黃海の戰の顚末を聞くに日本人は歷史上の教訓に就て利する所多きが如し吾々は今その戰爭の經驗に由て利せざる可らず昨日芝罘及び廣嶋より寄手したる報告を參酌するに解する丁解したる所もあれども又了解せざる所もなきに非ず此戰史を海軍に於ける新式の採用以來第一着の海戰にして世人の特に關心注目するものなるが故に其眞相を誤らずして正確の評論を下すみと肝要なる可し例へば航海術上の語法に於て支那の艦隊は幾隻の戰闘艦を以て組織し之に反して日本は巡洋艦を戰列に列せしめたりと云へば或は巡洋艦を以て正しく戰闘艦の代用を爲し能ふものゝ如くに信ずるものもあらんなれども此場合に於ては所謂戰闘艦とは如何なるものか所謂巡洋艦とは如何なるものなるかを決定するみと必要にして實際に兩國軍艦の區別を吟味するときは其推論の甚だ無稽なるみとを發見す可し抑も支那艦は其大砲と艦隊との保護の爲めに頂上より鎧裝するを以て戰闘艦の名を博し日本艦は其二三を除くの外、鋼鐵の斜板を以て裝ひ且つ其大砲は鋼鐵の楯を以て保護するが故に巡洋艦と稱するみとなれども更に一歩を進めて之を比較するときは日本艦の勢力は支那艦に比して非常に大なるは明白にして且つ日本人は其目的に相應したる軍艦を採用するみとに就て優に自から知るの明ありと云はざるを得ず例へば歐洲諸國の海軍に於ても其巡洋艦中には戰闘艦に抗敵す可きもの少なからず現に英佛兩國海軍力の比較に於て其評論區々なる中に或る批評家の如きは佛國の所謂海防艦は他の戰闘艦と同樣、充分戰列に列するの勢力あるとを斷言したり若し也も今度の海戰の結果として ロルド ブラッセーの海軍年報に於て公にしたる如き軍艦表を一變せしむるにも至らんには世間從來の誤解を防ぐに於て一大功能あるみと疑ふ可らずブレンヒーム號乘組の海軍士官にしてバルフルア號と力を角するに當り單に我は巡洋艦なりとの理由を以て遲疑するも彼は所謂一等戰闘艦なんのあらば世人は果して之を何と評す可きや今回の海戰に就て吾々の最も知らんと欲する要點は戰術、戰略、双方の船艦の種類、兵器の性質、運轉力、大砲及び衝突器の用法にして水雷艇の效能の如きも亦恐らくはその中に數ふ可きものなり戰術の一段に至りては支那人は全く海軍々人の遂率す可き法則に違背したり支那人の失策は第一に其位置を誤りたるに在りて全體の失敗は總て其第一の誤りより來りしものなり如何となれば假令ひ其軍人が剛勇にして器械の取扱に熟練なるも敵にして同一の過失を犯すに非ざれば到底その位置を回復するの望なければなり之に反して日本人の戰術は著々技術に於ける先進者の教訓を利用したるものにて爲めに機に投じ先を制するに於て其全力を盡すみとを得たり「編へ、集まれ、散の艦隊を汝の目的とせよ、撃て撃て撃て」とは海戰の第一主義にして日本人爲せ、撃て撃て撃て」とは海戰の第一主義にして日本人は實に此主義を敷行したるものなり或は英國人の中にも未だ此意味を會得せずして現に此際に當り支那艦隊の聚中を欠きたる理由として支那は自國の海岸線を護ると同時に日本が朝鮮に兵隊を運搬するを妨ぐるに足る可き軍艦を有せざるみとを云々するものなきに非ざれども苟も一考を要すべきは若しも支那が其海軍力を集めて日本の艦隊を攻撃するの方略を取りたらんには充分に敵の運兵を妨げたるのみならず更に自國の海岸を保護するの效力を敢めたるは何人も疑はざる所なる可し彼の日本が其兵隊を朝鮮に送り又其海軍が敵艦の海に出づるや否や直ちに之を攻撃するに自由なりしは畢竟支那艦隊が其力を一にせずして且つ敵の來襲を待ちつゝ港內に盤伏したるが爲めに外ならず今日と爲りては支那は必ず自國の軍港を後にして其艦隊を遠方に派遣せざりしを喜びたるみとならんなれども此事實たる單に英國海軍々人の常に口にする我艦隊は敵の海岸に於て戰はざる可らざるが故に其海岸を距るみと遠からざる場所に損害を修復するに足る可き軍港を備へざる可らずとの教訓の一端を實にしたるに過ぎざるのみ又此海戰に就て參考す可きものは所謂廣艦は大に金を費やさずして其修覆を容易ならしむ可しとの教訓なり若しも日支兩國の中その一方が第二の艦隊を有するときは其孰れが戰勝者たる可きやは疑問の外なれども既に双方共に第二艦隊の準備なしとすれば他に先んじて戰闘力を回復するものは戰爭の勝利を收むるの地位を占めざるを得ず只その損害の實際に就て何人も未だ詳細の報知を得ざる今日に於ては孰れが最後の戰時者たるやを斷言するに難きのみ支那は直に自國の船渠に於て軍艦を修復するの便利を有するみと勿論なれども閑く所に據れば日本は多分仁川又は大同江に於て艦內に在る技師をして修繕に取掛らしむ可しと云ふ果して然らば今日は支那の水雷艇が當に其技倆を顯はす可きの時機に非ずや

（以下次號）

雜報

○京城彙報

十一月十二日　特派員　高見　龜

太院君爲政の秘訣は法三章に在り

太院君常に人に語りて曰く當世の政治家口を開けば則ち治國平天下を謂ふ而して其行爲を看れば愚拙笑ふに堪へざるもの多し是れ爲政の秘訣を知らざるが故なりその秘訣をも知らずして妄りに弊政改革云々と唱ふるが如きは實に嗚呼の沙法にして大器量ある政治家の爲すべき所にあらず且つ國の僻隅に群起せる小盜狗鼠の輩をも容易に鎭定するみと能はずして空論紛々徒に日を曠うす畢竟治國の要を知らざるが故のみと漫罵口を極む人之を詰りて曰く今や朝鮮政府の大權を掌るものは君ならん而して何は所謂爲政の秘訣を施して朝鮮國を安泰富强ならしむる能はず剩さへ內亂を鎭定するみと能はざる所以の理如何、太院君更に還辭を述べて曰く今や朝鮮政府施政の方針は總べて日本の好意を以て決定せられんとする有樣なり故に予は執權たりしその當時より一切之に干涉せず唯だ肱を枕にして以て傍觀するのみ此の時に方りて豈に予の所謂爲政の方針秘訣なるものを施すの餘裕あらんや云々と太院君果して軍樣當時より一切之に干涉せざりしか又果して肱を枕にして傍觀せしや否や苟くも耳目あるものは鼎綸猶は且つ之を睹見せざるならん敢て喋々其眞僞を論ずるの必要なしと雖も嗤其大膽不敵なるに一驚を喫するのみ去るにても太院君の所謂金科玉條とも云ふべき爲政の秘訣なるものは如何是れ何人も聞かんみとを欲して未だ聞かざるを得ざりし所なり然るに過般井上公使が太院君に會し種々朝鮮內政のみとを議し延て其改革方案に及びしとき太院君は昨日午三時間程對談したるが近頃太院君が近狀の如何を知らんと欲するの要點は戰時惠詩館にて太院君は李埈鎬亦本日午も會談せり之を聞くは日本駐劄公使は本日

○京城

十一月

井上公使より朝鮮政府に對し各衙門の事情を調査し法律編制に關する要點を提出せしめ且つ各部の事情を調査し各部の事情を調査するものは是れ如何なるべしと云ふに漠然たるものを聘用するみとを望むは鳥前公使より日清戰爭の內部を見て以夫れ豈に偶然なるものを以て朝鮮政府は如何なる人を聘用するの意に叶はざるべきや法三章の制に就て曰く太院君の爲政の秘訣は法三章の制に就